



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:<https://www.mclaw.jp>
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の一部について概要を紹介致します。

◆**改正下請法** (1月1日施行)

「中小受託取引適正化法（取適法）」に法律名が変更されます。①適用基準に従来の資本金基準に加え従業員基準が追加され、対象取引に「特定運送委託」が追加される等、適用対象が拡大されます。また、②「協議に応じない一方的な代金決定」「手形払等」が禁止される等、禁止行為が追加され、③事業所管省庁に指導・助言権限が付与される等、面的執行が強化されます。

◆**改正労働安全衛生法** (1月1日から段階的に施行)

社会の働き方の変化に対応し、全ての労働者の安全と健康をより確実に守ることを目的として、①これまで保護の対象ではなかったフリーランス等の個人事業者も一定の条件下で適用され、②ストレスチェック制度の義務対象が全ての事業所へ拡大されます。また、③高齢労働者の労働災害防止のために事業者は対策を講じることが努力義務となります。

◆**改正道路交通法** (4月1日施行)

生活道路や自転車に関する事故が年々増加し、特に高齢者や子供が被害者となるケースが多いことから、①生活道路（センターラインや中央分離帯のない道幅5.5m以下の道路）の法定速度が30km/hへ引き下げられ、②自転車への青切符制度（16歳以上の違反者に対し、反則金が課される制度）が新設され、③違反行為への罰則強化と明文化され、スマホ使用や信号無視などの行為に対してより具体的な処分内容が定めされました。

◆**改正女性活躍推進法** (4月1日施行)

企業規模にかかわらず女性が活躍しやすい職場環境づくりを促すため、①労働者101人以上の企業には「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の公表が義務化され（100人以下の企業は引き続き努力義務）、②全ての企業に妊娠、出産など、女性特有の健康課題への積極的な対応が求められます。

◆**改正公益信託法** (4月1日施行)

公益信託（公益法人のように機関を設けることなく、信託財産および受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度）は制度の複雑さゆえに、公益法人と同じ役割を期待されているにもかかわらず十分に利用されていないことから、①扱い手の範囲の拡大、②信託財産・信託事務の範囲の拡大、③透明性の高い認可・監督の仕組み作りにより、利用しやすい制度となり、今後社会貢献のためのスキームとして活用されることが期待されます。

◆**改正民法** (4月1日施行)

①婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に対して負う責務が明確化され、②離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」が選択できるようになり、③養育費の決めがない場合でも相手に一定額の養育費の支払いが義務付けられ（法定養育費制度）、④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し等、離婚後の子の養育に関するルールが見直されます。

◆**改正薬機法** (5月1日から段階的に施行)

医薬品等の製造販売に関する不正事案や供給不足発生への対策として、①医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、②医療用医薬品等の安定供給体制の強化、③医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等を定め、具体的には、一定条件下でコンビニ等の店舗での市販薬の販売が可能になり、また、乱用等のおそれのある医薬品の20歳未満への複数・大容量販売は原則として禁止されます。

◆**改正保険業法** (6月1日施行)

中古車販売店で発生した保険金不正請求事案の再発防止対策として、①損害保険代理店に対する体制整備義務の強化、②保険会社等に対する体制整備義務の強化を定め、保険料調整行為事案対策として、保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止を規定しました。

◆**改正資金決済法** (6月までに施行予定)

金融のデジタル化への対応と利用者保護とイノベーションの両立を目指し、主に資金移動業と暗号資産・電子決済手段の分野で改正があります。資金移動業の利用者資金保全方法の多様化（直接弁済）、国境を越える収納代行の規制、「電子決済手段・暗号資産仲介業」の新設、暗号資産交換業者等への資産の国内保有命令導入等が柱です。

◆**改正労働施策の総合的な推進等に関する法律** (10月1日施行)

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対し、カスタマーハラスメント対策及び求職者に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる就活セクハラ）対策を講ずべき義務を課すほか、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に対し、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公開を義務付け、女性の活躍を推進します。

◆**サイバー対処能力強化法** (11月までに施行予定)

サイバー攻撃の脅威が増大している状況に対処するために新たに制定されました。政府と基幹インフラ事業者を中心とする民間事業者の連携、内閣総理大臣による通信情報の取得・利用や関係行政機関への情報提供などが定められております。

◆**改正公益通報者保護法** (12月1日施行)

公益通報者の保護拡充のため、その範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス等を追加し、公益通報を理由とする同契約の解除等を禁止しました。また事業者が、労働者等に対し、正当な理由なく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めたり、正当な理由なく公益通報者を特定することを目的とする行為が禁止されます。

◆**早期事業再生法** (12月中旬に施行予定)

倒産前の状態にある事業者の早期における事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた公平中立な第三者の関与の下、債権者（金融機関等）の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）及び裁判所の認可により、債務（金融債務に限定）の権利関係の調整を行うことができる手続を創設しました。